

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正（最終案）について（改正箇所抜粋）

別添 1

改正箇所	現行	最終案	改正理由
前文	<p>(前略) 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。 (後略)</p>	<p>(前略) 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物の自給力を高め安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。 (後略)</p>	<p>世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行等情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保が求められるなか、県内農業及び農村が持続可能な農業構造を確立し、食料自給力を高めるために、「の自給力を高め」を追記します。</p>
(定義)第2条第5号 安全・安心農業生産	<p>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進される農業生産活動をいう。</p>	<p>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。</p>	<p>気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化、頻発化、農産物の品質低下や収量の減少などが顕在化するなか、環境と調和のとれた農業生産活動の促進に向け、農業生産の活動内容に環境への負荷の低減を明記します。</p>
(基本理念)第3条第1号	<p>農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに<u>かんがみ</u>、<u>需要に応じた</u>安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。</p>	<p>農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに<u>鑑み</u>、<u>県民をはじめとする消費者等の</u>需要に<u>こたえる</u>安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物、園芸作物、畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>

改正箇所	現行	最終案	改正理由
(水田の最適な利用) 第10条	<p>県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の<u>県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる</u>生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の水田作物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>
(園芸作物等の産地の形成) 第11条	<p>県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、<u>県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる</u>生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の園芸作物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>
(畜産の健全な発展) 第12条	<p>県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に<u>応じた</u>生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、畜産の健全な発展を図るため、<u>県民をはじめとする消費者等の需要にこたえる</u>生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>「食」に対するニーズの多様化が進んでいるなか、県民をはじめとする消費者等に県産農産物が安定供給されている姿をめざし、供給に係る対象を明確にすることで、県内の畜産物等の生産力の向上を図る取組を推進するよう改正します。</p>

改正箇所	現行	最終案	改正理由
<p>【参考】 （多様な農業経営の確立） 第15条第1項</p>	<p>【参考】第15条第1項 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>変更無し</p>	<p>—</p>
<p>（多様な農業経営の確立） 第15条第2項 （新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>県は、地域における<u>農業経営</u>の継続を図るため、<u>前項の農業者及び家族農業その他</u>の多様な農業者により農業生産活動が行われ<u>るよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>農業者が急激に減少するなか、持続可能な農業構造の確立に向けて、第15条第1項で定める農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化が図られた農業経営を行う者に加え、小規模な家族農業やそれ以外の多様な農業者による農業生産活動について新たに規定します。</p>

改正箇所	現行	最終案	改正理由
(農地の有効利用等) 第17条第2項	県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。	施設の老朽化が進むなか、人口減少により施設の維持管理が困難となる地域においても、農業水利施設の機能を適切に確保するため、施設の整備と併せて保全が図られるよう改正します。
(野生鳥獣による被害の防止) 第20条	県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、野生鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	野生鳥獣による被害については、農産物だけでなく農業及び農村の生活環境への被害が生じています。このため、野生鳥獣による被害の実態を見据え、被害の防止について「農産物の」を「農業及び農村の生活環境に係る」に改正します。
(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進) 第23条第3項	県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、学校給食、事業所の食堂をはじめとする県民の食生活において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	合理的な費用を考慮した農産物価格の形成に対する理解増進につながるよう、地産地消を県民の食生活全般で広く推進するため、「学校給食、事業所の食堂」に「をはじめとする県民の食生活」を加筆します。